

東部終末処理場汚泥処理基本計画策定業務委託

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「東部終末処理場汚泥処理基本計画策定業務委託一般仕様書」（以下「一般仕様書」という。）第1章1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は一般仕様書による。

2. 業務委託の対象

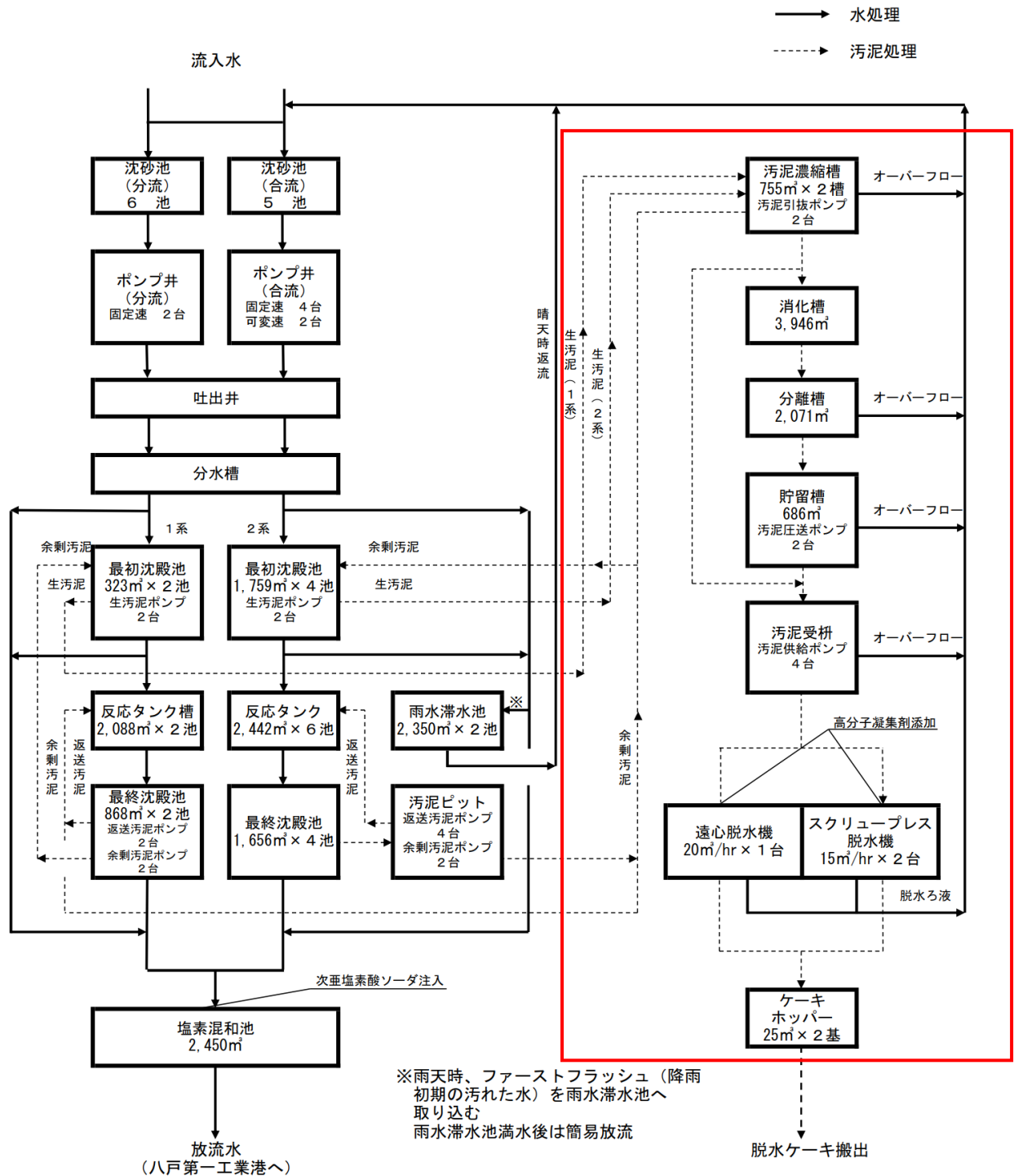
(1) 委託の対象

- (イ) 名称 東部終末処理場
- (ロ) 位置 八戸市江陽三丁目1-111
- (ハ) 下水排除方式 分流（一部合流式）
- (ニ) 処理方式
汚水：標準活性汚泥法
汚泥：濃縮－消化－脱水－（将来）焼却
- (ホ) 能力
計画人口
全体計画 160,991 [人]（うち、東部処理区 125,145 [人]）
事業計画 173,659 [人]（うち、東部処理区 136,471 [人]）
1日最大汚水量
全体計画 57,300 [m³/日]
合流 6,200 [m³/日]
分流 51,100 [m³/日]
事業計画 62,100 [m³/日]
合流 6,700 [m³/日]
分流 55,400 [m³/日]
現有能力 45,100 [m³/日]
- (ヘ) 供用開始 昭和53年9月
- (ト) 汚泥処理施設計画

対象施設	既設	事業計画	全体計画
汚泥濃縮タンク (池)	2	2	2
機械濃縮 (台)	0	3	3
汚泥消化タンク (基)	1	2	2
消化汚泥分離タンク (基)	1	0	0
ボイラー (基)	1	2	2
汚泥貯留タンク (池)	1	1	1
ガスタンク (基)	1	1	1
脱水機 (台)	3	4	5
焼却炉 (基)	0	0	2

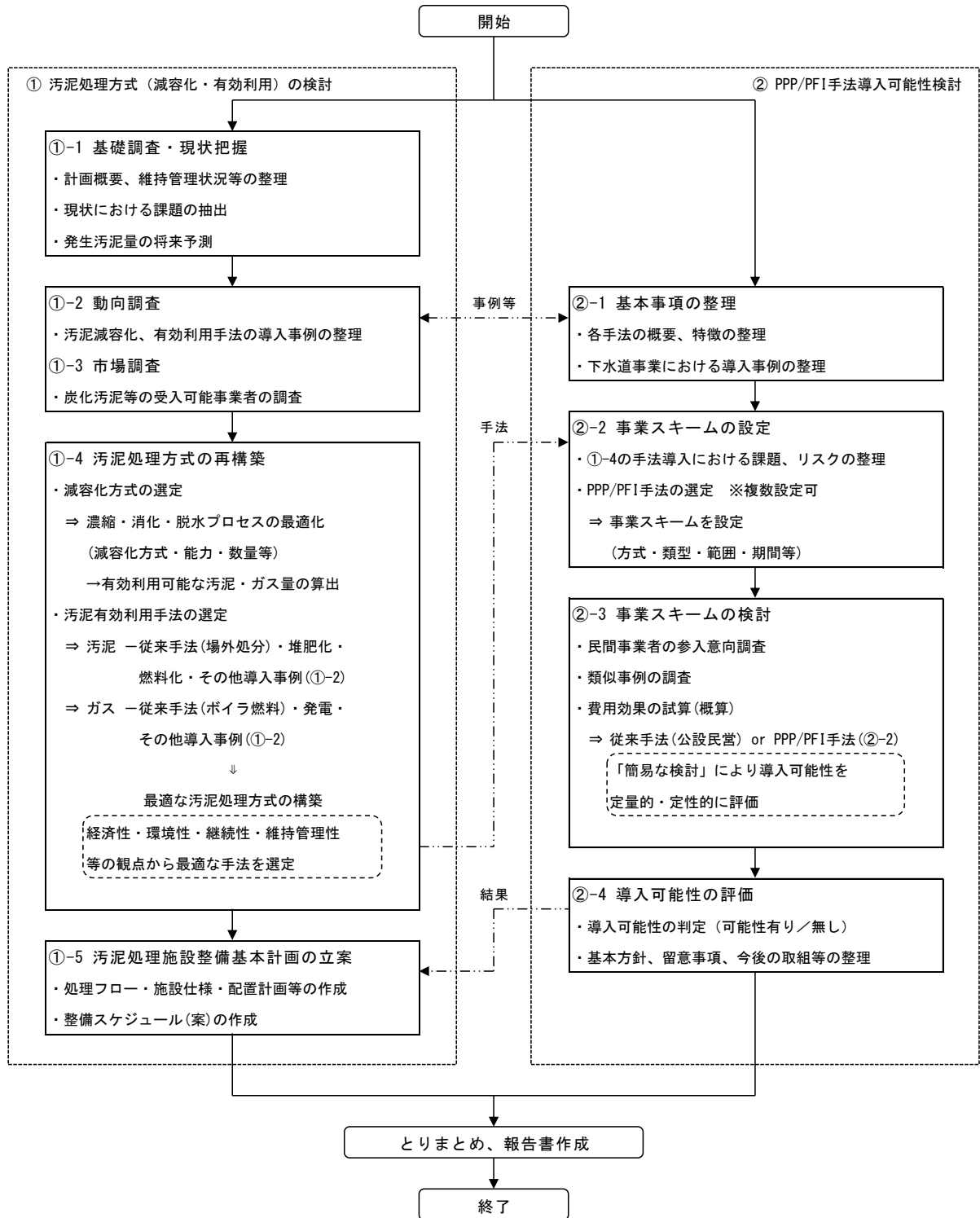
3. 既存汚泥処理フロー

: 委託対象範囲



4. 業務実施フロー

東部終末処理場汚泥処理基本計画策定業務 業務フロー



5. 業務内容に係る特記事項

5.1 各種計画

一般仕様書第3章3.1(1)における関連計画は、下記のとおりとする。

- (1) 新井田川河口水域流域別下水道整備総合計画
- (2) 八戸市公共下水道全体計画
- (3) 八戸市公共下水道事業計画
- (4) 八戸市公共下水道に係る社会資本整備総合計画
- (5) 八戸市公共下水道耐水化計画
- (6) 八戸市公共下水道ストックマネジメント計画
- (7) その他関連計画

5.2 汚泥処理方式の再構築

一般仕様書第3章3.4(1)における汚泥減容化プロセスのケース設定において、対象とする範囲は下記のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|------|----|------------------|
| (1) 汚泥濃縮タンク | (既設) | 2池 | 鉄筋コンクリート造 |
| (2) 機械濃縮機 | 〃 | 0台 | |
| (3) 汚泥消化タンク | 〃 | 1基 | 鉄筋コンクリート造 (2段消化) |
| (4) 加温設備 | 〃 | 1基 | 炉筒煙管式ボイラー |
| (5) ガスタンク | 〃 | 1基 | 鋼板製ドライシールド |
| (6) 汚泥貯留タンク | 〃 | 1池 | 鉄筋コンクリート造 |
| (7) 脱水設備 | 〃 | 3台 | 機械式脱水機 |

※全体計画において焼却炉の設置が計画されているが、焼却工程は脱水汚泥の有効利用プロセスに該当することから、減容化プロセスの検討対象からは除外する。

5.2 PPP/PFI 手法の導入可能性検討

一般仕様書第3章3.5における業務内容は、令和2年3月31日付け国水下事第56号「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」の交付要件に示された手法により検討すること。

5.3 報告書作成

一般仕様書第3章3.7における報告書には、令和2年3月31日付け国水下事第56号「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」に示された別添様式1を含めること。なお、作成時点において上記通知が廃止となっている場合は、最新の通知を参照すること。

6. その他特記事項

6.1 業務分担

本業務における業務分担を下表に示す。

	業務内容	八戸市	受託者	備考
	初回打合せ	○	○	
1	基礎調査および現状調査	○	○	関係資料の提供
2	汚泥処理方式に関する動向調査		○	
3	市場調査（ユーザー調査）		○	
	打合せ(1)	○	○	1～3の調査結果の報告等
4	汚泥処理方式の再構築	○	○	評価指標の設定に係る協議
	打合せ(2)	○	○	4の検討結果の報告等
5	PPP/PFI手法の導入可能性検討		○	
	打合せ(3)	○	○	5の検討結果の報告等
6	汚泥処理施設整備基本計画の立案		○	
	打合せ(4)	○	○	6の計画内容の報告等
7	報告書作成		○	
	最終打合せ	○	○	

6.2 施設情報（台帳）

	施設名称	電子データ	備考
1	東部終末処理場	有り	既存データベース

6.3 設計協議

本業務に関する協議は、初回1回、中間4回、最終1回の計6回を基本とするが、必要に応じて適時行うこと。

6.4 成果品（電子成果品）

一般仕様書第5章(1)における電子成果品の納品は、青森県県土整備部「青森県電子納品運用ガイドライン（令和4年4月）」によるほか、詳細については調査職員との協議によるものとする。